

令和7年度 第1回 総合教育会議

『教職員の専門性の向上と環境整備』

令和7年11月10日(月)
高槻市教育委員会事務局
教職員課・教育センター

本日の流れ

- ①国の動向
- ②子どもたちへの指導や教材研究に注力できる環境の整備
- ③学びの専門職である教員の資質・能力の向上

国の動向

令和6年8月 中央教育審議会が文部科学大臣へ答申



『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための
環境整備に関する総合的な方策について(答申)

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、
学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて

国の動向

令和6年12月 文部科学大臣が中央教育審議会へ諮問



「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の
形成を加速するための方策について」

働き方改革等を通じ、研修による教職員の
資質・能力を高められる 環境整備の必要性

国の動向

令和7年6月公布

公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律



教育委員会が「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、
総合教育会議に報告することが義務付けられた

教員を取り巻く環境整備に努め
関係部局とも連携して取り組む必要性

国の動向

令和7年6月 納特法等の一部を改正



①学校における働き方改革の一層の推進

②組織的な学校運営及び指導の促進

③教員の待遇の改善

国の動向

文部科学大臣が定める指針(令和7年9月改正)

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」



令和 11 年度までに、教育職員の1ヶ月時間外在校時間を
平均 30 時間程度 に削減し、さらに 45 時間以下の教育職員の
割合を100 パーセント とする



教育委員会の具体的な取組内容等を記載した
業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

国の動向

教育委員会が講すべき措置

- ・業務量管理・健康福祉確保措置実施計画を策定・公表
- ・計画の実施状況を公表
- ・計画の内容と実施状況を総合教育会議で報告



本日の流れ

- ①国の動向
- ②子どもたちへの指導や教材研究に注力できる環境の整備
- ③学びの専門職である教員の資質・能力の向上

国が示す方向性

令和7年8月

中央教育審議会
「教師を取り巻く環境整備特別部会」



教師が教師でなければできないことに注力できるよう、
業務の見直しや人員配置の充実を図ることが重要

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行つ必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を行い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

高槻市の取組①(教員を取り巻く環境整備)

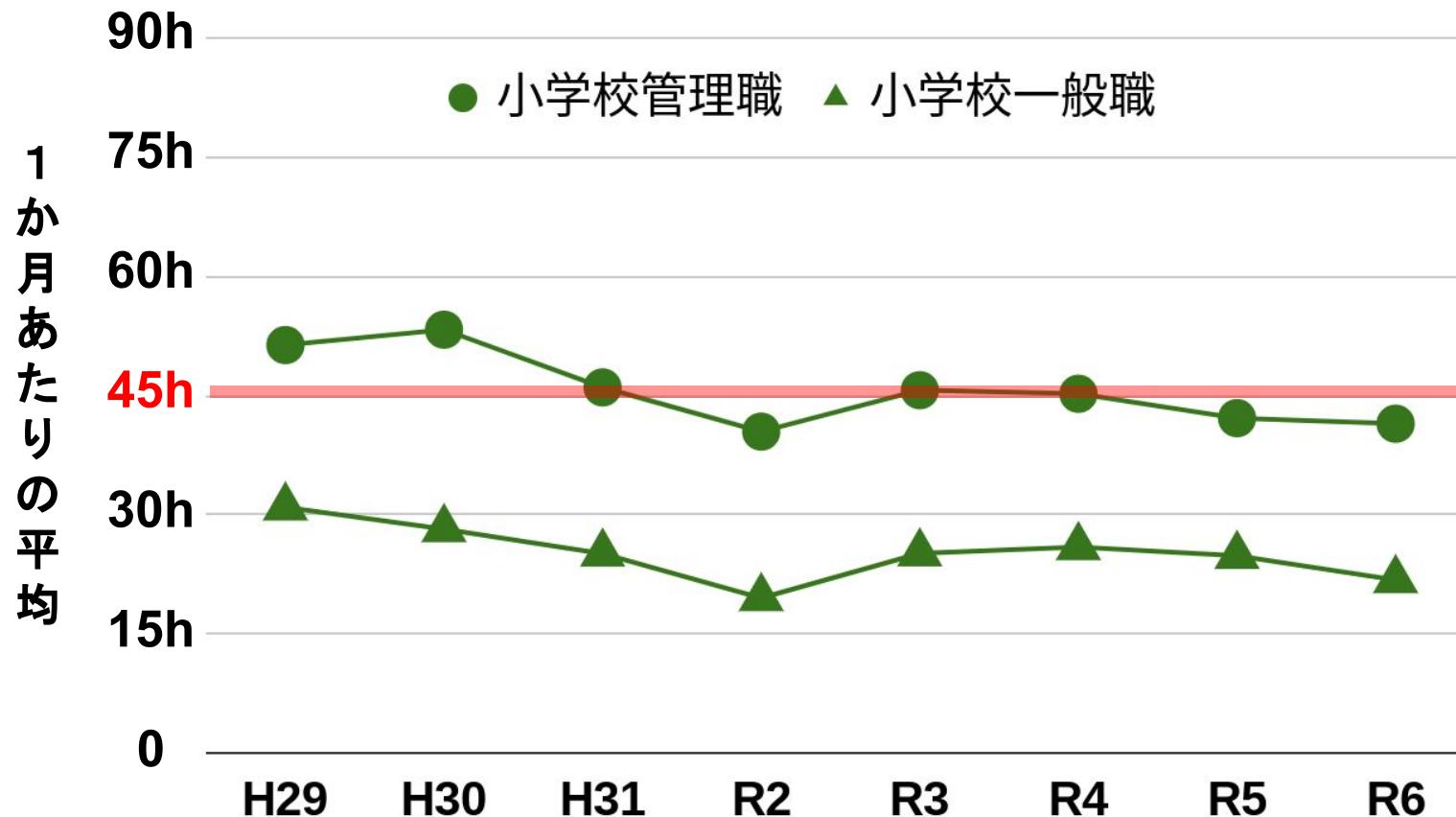
- H 25 学校問題解決チームの設置
- H 28 出退勤システムの導入
- H 29 一斉退校日の設定
- H 30 夏季休業中の学校閉庁日の設定
- H 30 部活動ガイドラインの策定
- R 1 自動応答電話の導入
- R 3 校務支援システムの導入
- R 5 給食費の公会計化・無償化
- R 7 法務相談体制の整備
- R 7 自動採点システムの導入
- R 7 自動応答電話の時間変更
- R 7 部活動終了時刻の統一(中学校校長会による取組)

高槻市の取組②(支援スタッフの配置)

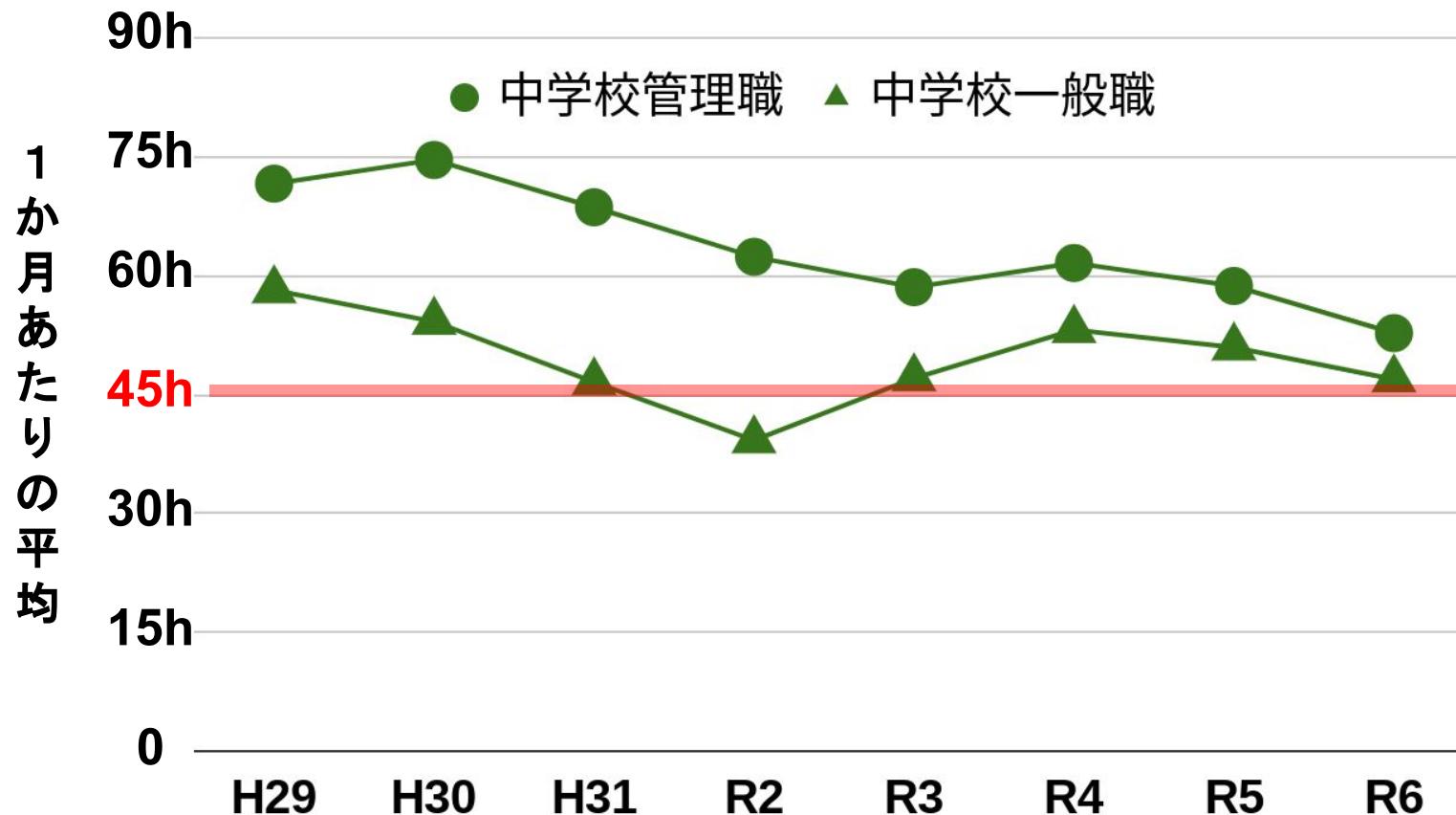
- スクールカウンセラー (中学校は週に1回、小学校は月に1回配置)
 - スクールソーシャルワーカー (教育指導課内に6名配置)
 - 特別支援教育支援員 (学習、生活介助、医療ケア等必要に応じて配置)
 - 不登校等支援員 (中学校区ごとに2名配置)
 - 校区学校司書 (中学校区ごとに1名配置)
- 学校教育活動サポーター
(放課後学習の支援や本の読み聞かせなど学校運営をサポートする地域ボランティア)

教員も専門スタッフも「チーム学校」の一員として連携・協力の体制を構築

時間外在校時間の推移(小学校)



時間外在校時間の推移(中学校)



高槻市の取組②(支援スタッフの配置)

- スクールカウンセラー (中学校は週に1回、小学校は月に1回配置)
- スクールソーシャルワーカー (教育指導)
- 特別支援教育支援員 (学習、生活介助、医療)
- 不登校等支援員 (中学校区ごとに2名配置)
- 校区学校司書 (中学校区ごとに1名配置)

□ 学校教育活動サポーター

(放課後学習の支援や本の読み聞かせなど学校運営をサポートする地域ボランティア)

令和7年度6月より
教員業務支援員 の
配置を開始 !

教員も専門スタッフも「チーム学校」の
一員として連携・協力の体制を構築

教員業務支援員

開始日：令和7年6月～

対象校：中学校 全18校

小学校 6校

(芥川小、清水小、阿武野小、桃園小、日吉台小、奥坂小)

教員の事務的な業務の一部を担い、教員が 本来の業務 である
学習指導や生徒指導等に注力できるよう支援する

教員業務支援員



職員室の電話対応

教員業務支援員



教員業務支援員



配布物の印刷

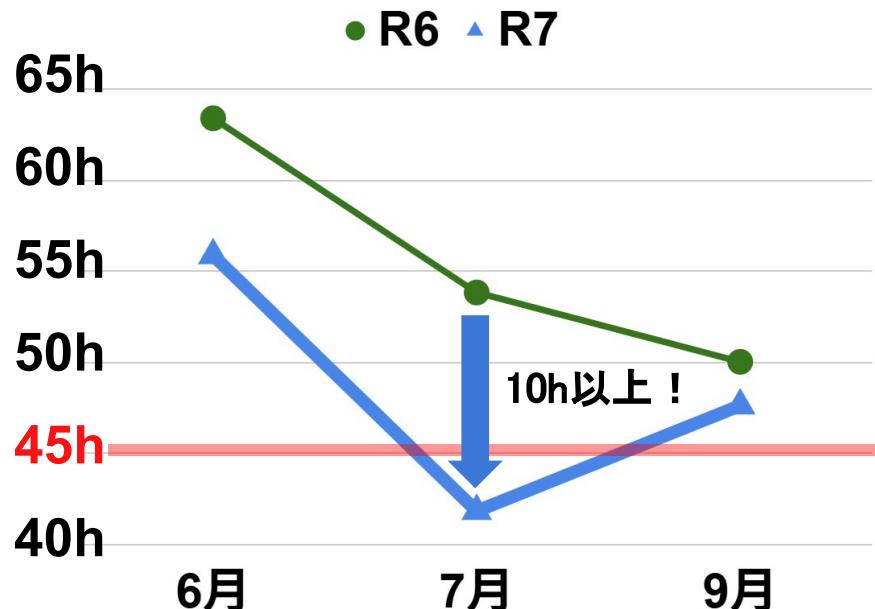


配布物の仕分け

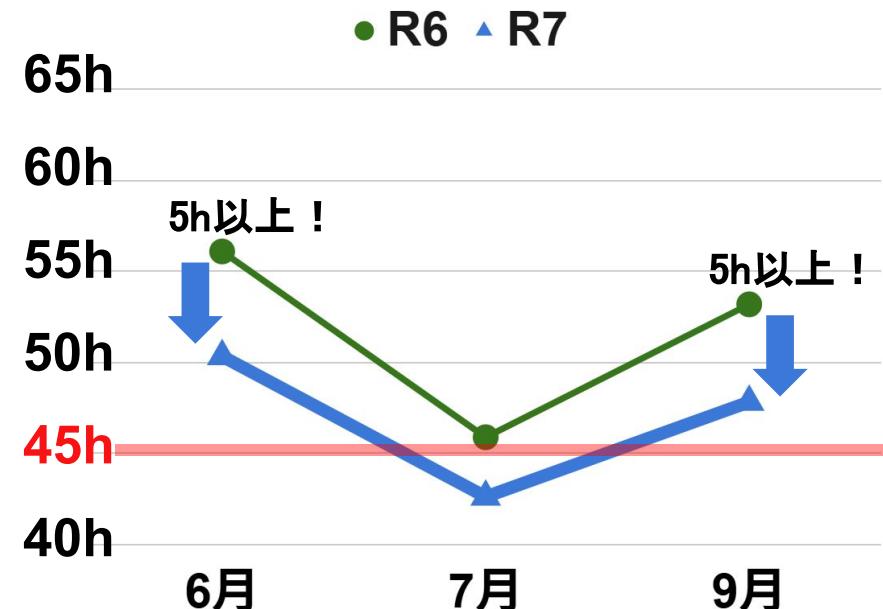


教員業務支援員を配置した3ヵ月の比較

中学校管理職



中学校一般職



1ヵ月の時間外在校時間の平均は 昨年度を下回る結果

本日の流れ

- ①国の動向
- ②子どもたちへの指導や教材研究に注力できる環境の整備
- ③学びの専門職である教員の資質・能力の向上

国の動向

令和4年12月 文部科学省 中央教育審議会 答申

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

～「新たな教師の学びの姿」の実現と、

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～

答申で示された「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける
- ・子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たす
- ・子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

(1)「高槻市教職員研修方針」に基づいた教職員研修の実施

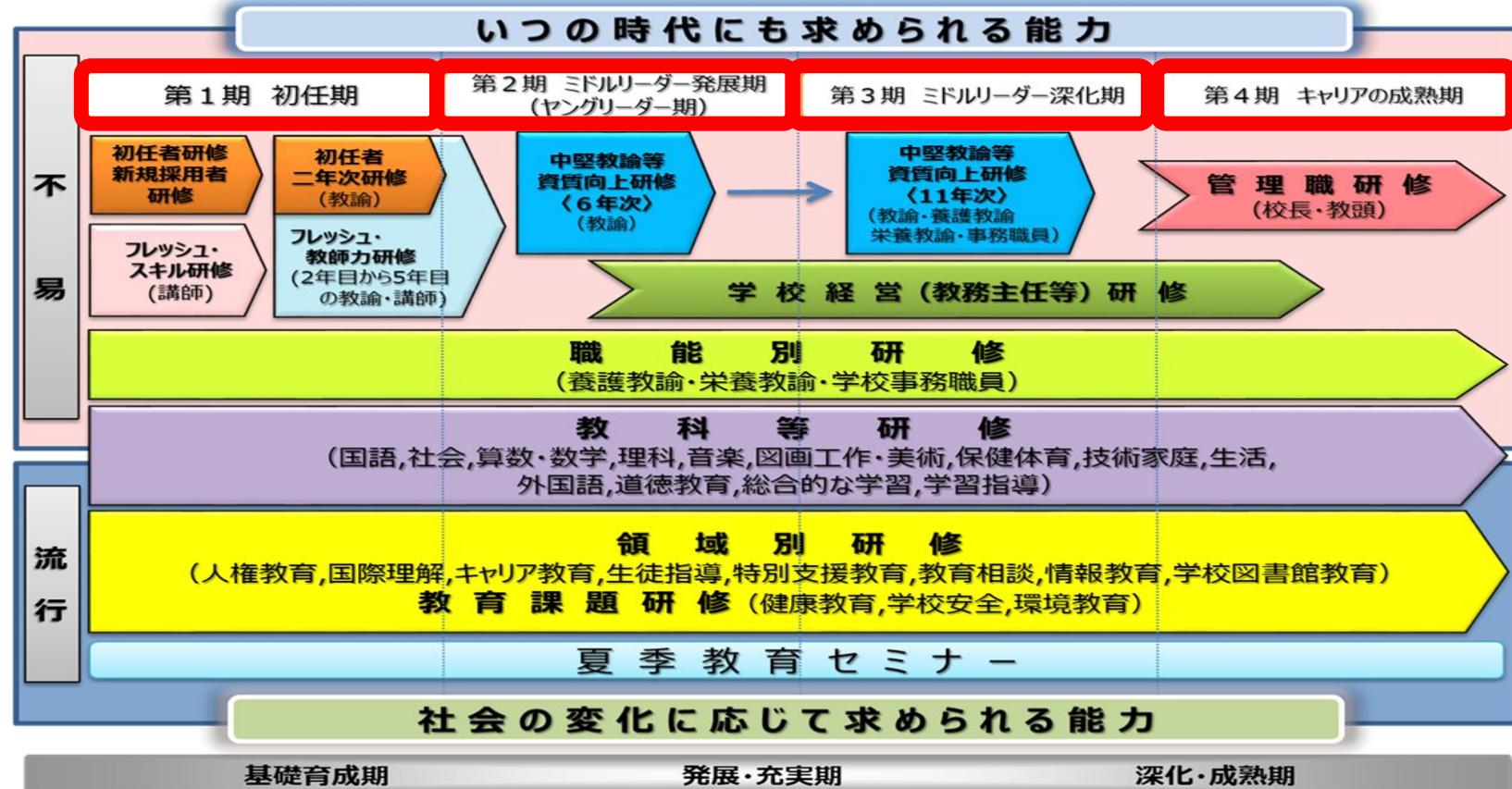
＜目標＞

- ① 子どもや保護者からの信頼に応え、子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進するため、教職員の資質・能力を高め、教育的使命感に根ざした実践的な指導力の向上をめざす。
- ② 教職員の意識改革を進め、学校改革を支援し、学校園の教育力の向上をめざす。

「高槻市教職員研修基本方針より」

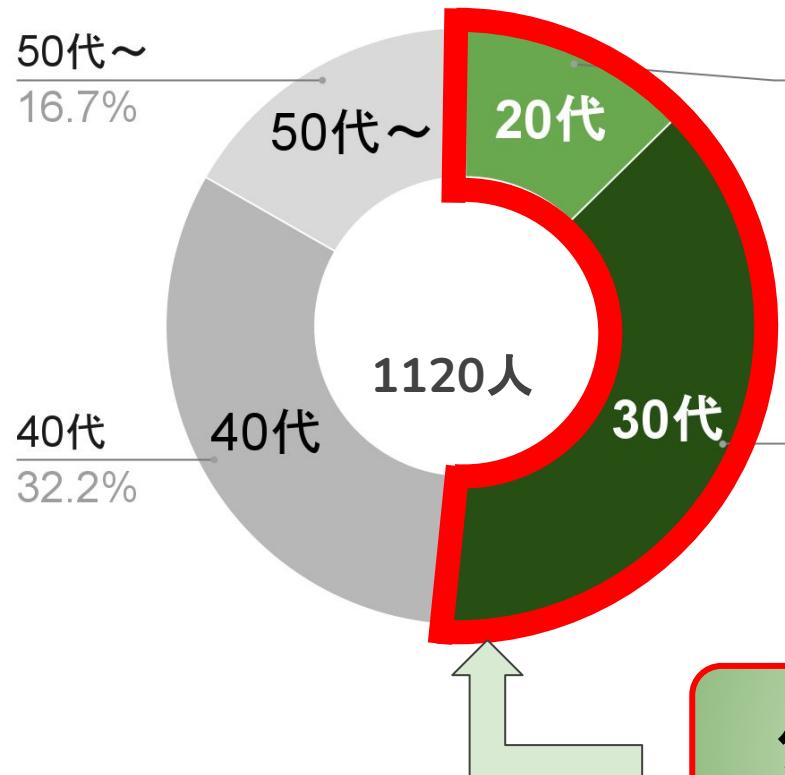
「キャリアステージに応じた研修の全体像」

高槻市教職員研修基本体系

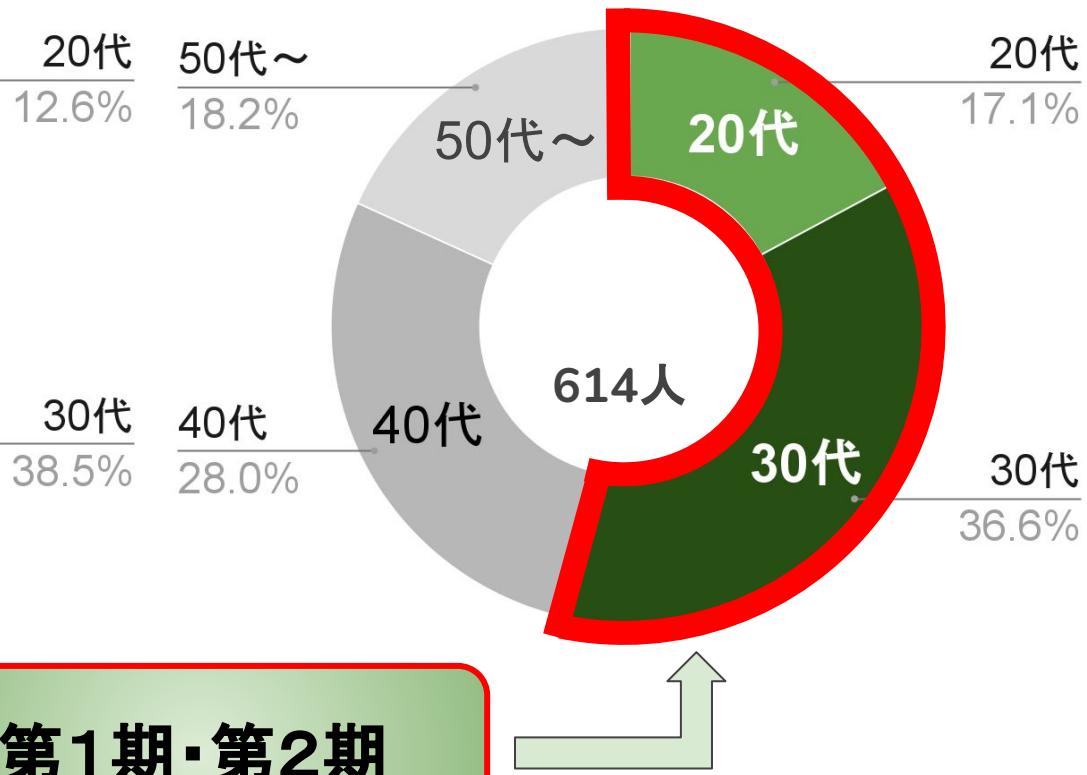


令和7年度 高槻市 教員の年齢構成

＜小学校＞



＜中学校＞



第1期・第2期

「キャリアステージに応じた研修」

経験年数の浅い教員およびミドルリーダーの育成

1期
初任期

①フレッシュ・スキル研修< 経験年数の浅い講師>

学級経営・学習指導に関する基本的知識・技能の習得を図る

②初任者研修<1年次・2年次> *法定研修

実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する

③フレッシュ・教師力研修< 経験年数2～5年目の教諭等>

学級経営・学習指導・児童生徒理解等の基本的な内容を学ぶ

2期
ミドルリーダー
発展期

④中堅教諭等資質向上研修<6年次> *法定研修

指導力の向上など教諭等としての資質の向上を図る

(2) 研修履歴を活用した資質・能力を高め合う職場環境づくり

令和4年7月 教員免許更新制が発展的に解消

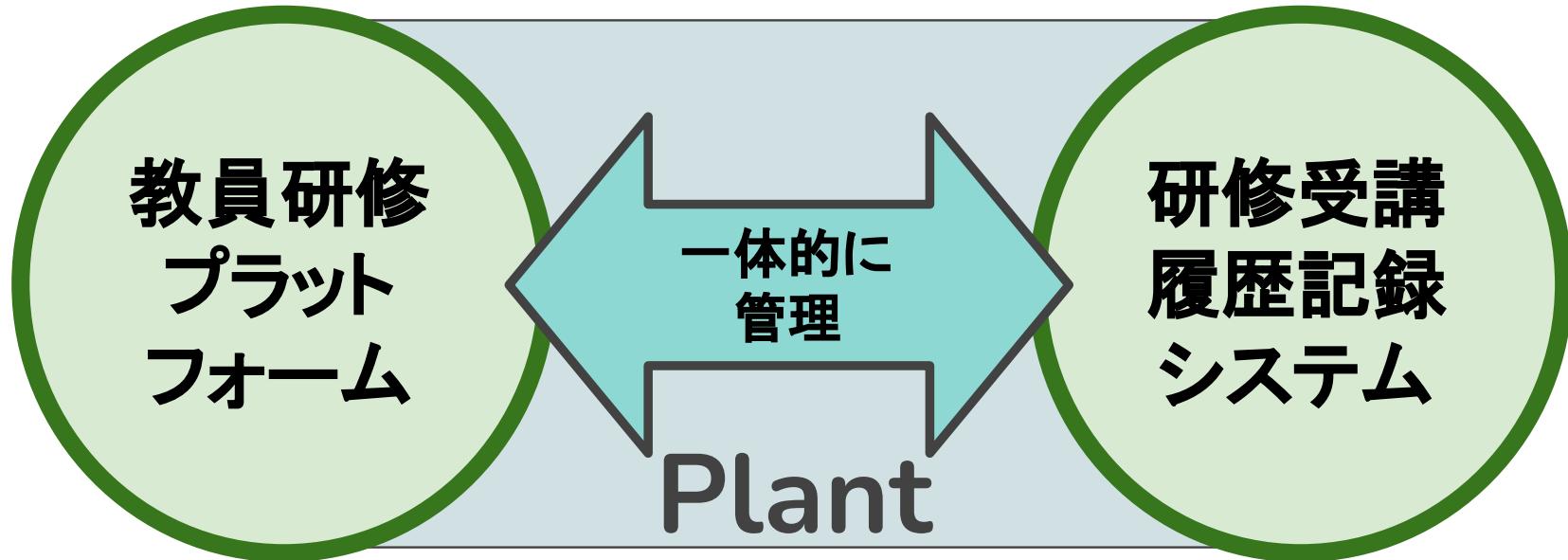
令和6年 7月 「研修の受講履歴の記録と奨励の開始」

→教員が自律的に研修を受講し、その履歴を記録するシステムの運用開始

＜全国教職員研修プラットフォーム Plant＞

文部科学省が、教員の資質向上や研修の効率化を目的として整備している
教員の学びを支える全国共通のデジタル基盤

＜全国教職員研修プラットフォーム Plant＞



様々な研修が登録され
研修の検索や申込ができる
Web上のシステム

受講した研修についての
履歴が記録される
Web上のシステム

＜研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励＞

管理職
(指導助言者)

対話を通した
学びの振り返り
と目標設定

教員
(研修受講者)

教員一人ひとりの意向を十分にくみ取り、対話
を通して自律的な学びを促す

研修履歴から自らの学びを振り返り、さらに伸ば
したい能力を整理し、自律的な目標設定やキャ
リア形成につなげる

すべての子どもたちへの よりよい教育の実現



教職生涯を通じて 学び続ける教員の実現